

広島県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十三年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉平谷線	呉市焼山桜ヶ丘二丁目二〇九九番四地先から 呉市焼山桜ヶ丘二丁目七六一番一地先まで	平成三年三月十七日